破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５６８号

福岡市中央区小笹３丁目20番25号
債務者　助永　康紀
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　千尋
4　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８号

徳島県三好市池田町州津堂面215番地　医療法人秋田会秋田病院内、旧住所徳島県吉野川市山川町建石43番地20
債務者　北岡　英治
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１５号

福島県石川郡石川町字南町58番地の１
債務者　コクヤこと　諸岡　英明
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　幸雄
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第８５５号

北海道石狩市花川北５条２丁目23番地
債務者　石崎　欣也
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　知則
4　破産債権の届出期間　平成24年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０３号

名古屋市名東区上社１丁目802番地　シティファミリー上社804号
債務者　チャームコニックこと　宮島　一由
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７６号

岩手県九戸郡洋野町帯島第２地割44番地、旧住所岩手県九戸郡洋野町帯島第２地割44番地５
債務者　川代　義明
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　真実
4　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９号

鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目46番５号　パークヒルズ池田401号
債務者　福本　吉晴
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第７５２号

札幌市中央区南21条西12丁目３番10―203号、前住所札幌市北区北38条西８丁目２番８―902号
債務者　林　　博敏
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号

山口県宇部市大字東岐波4851番地３
債務者　山本　勝章
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中光　弘治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５０号

京都市下京区大宮通花屋町下る大宮２丁目581番地
債務者　北原　雅文
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号

京都市下京区大宮通花屋町下る大宮２丁目581番地
債務者　北原　幸一
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号

山口県宇部市大字妻崎開作321番地８
債務者　津脇　教治
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３００号

広島県安芸郡海田町南幸町８番９―305号
債務者　岡田　隆義
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部